

大阪市北区のビル火災を受けた特別査察の結果について

令和3年12月17日（金）、大阪市北区の8階建雑居ビル4階の一部が燃え、多数の死者が発生する火災が発生しました。

このことを受け、火災が発生したビルと同様の危険性がある防火対象物に対し、特別査察を実施しました。

1 実施期間

令和3年12月20日（月）から令和4年1月14日（金）まで

2 主な査察項目

避難経路の確保状況

3 査察対象施設

特定一階段等防火対象物 37 施設

※ 特定一階段等防火対象物とは、診療所など不特定多数の人が出入りする施設が地階や3階以上の階に入居し、そこから地上へ直通する階段が1つしかない建物をいう。

4 実施結果

市町別	区分	査察施設数	避難経路に係る指摘をした施設数
消防本部管内		37	7
	加古川市	34	7
	稲美町	1	0
	播磨町	2	0

(違反内容)

- ・避難経路上にビールケースなどの物件が置かれていた。
- ・常時閉鎖しておくべき防火戸にくさびをして閉鎖しないようにしていた。